

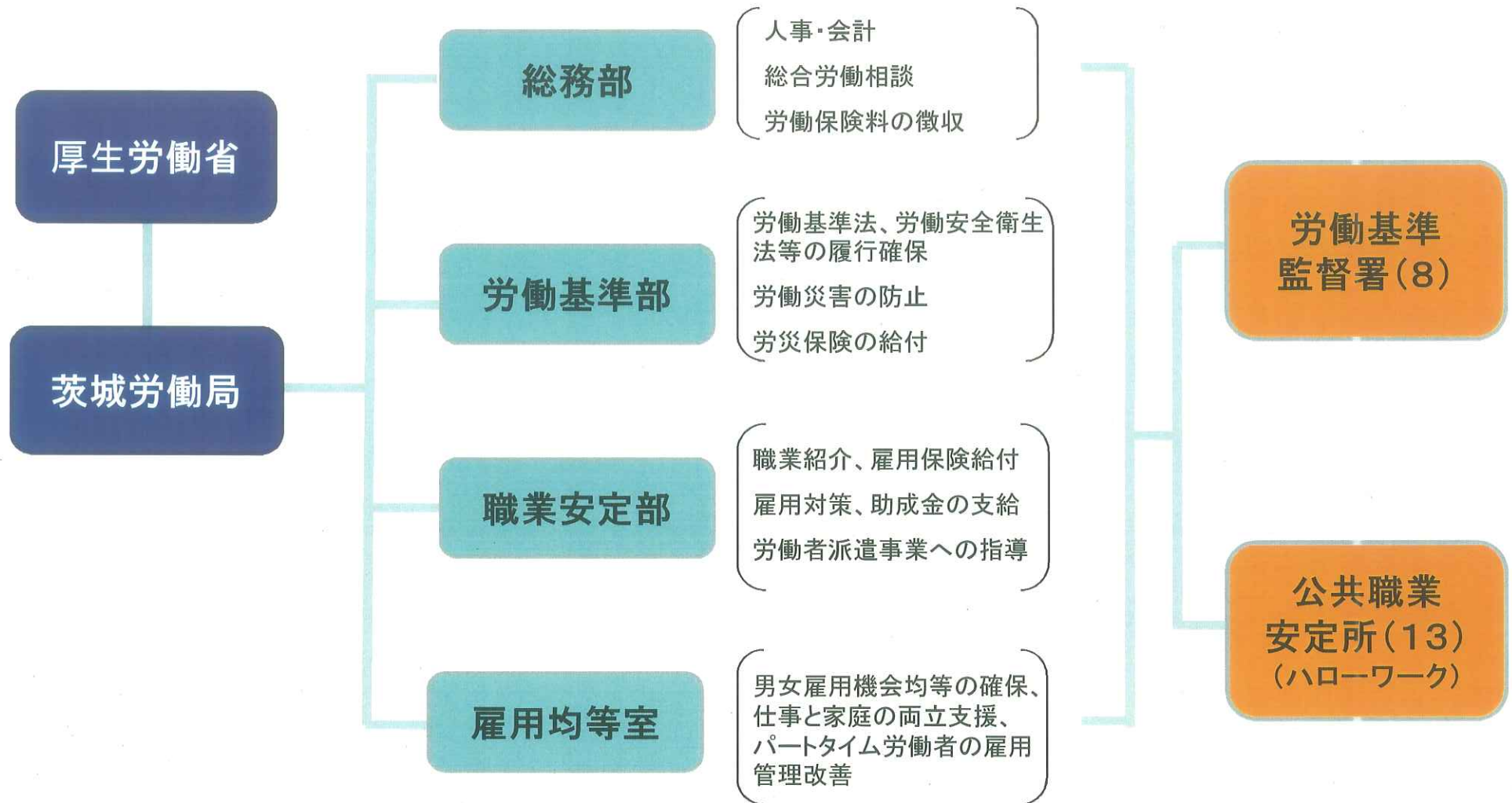
労働行政の概要



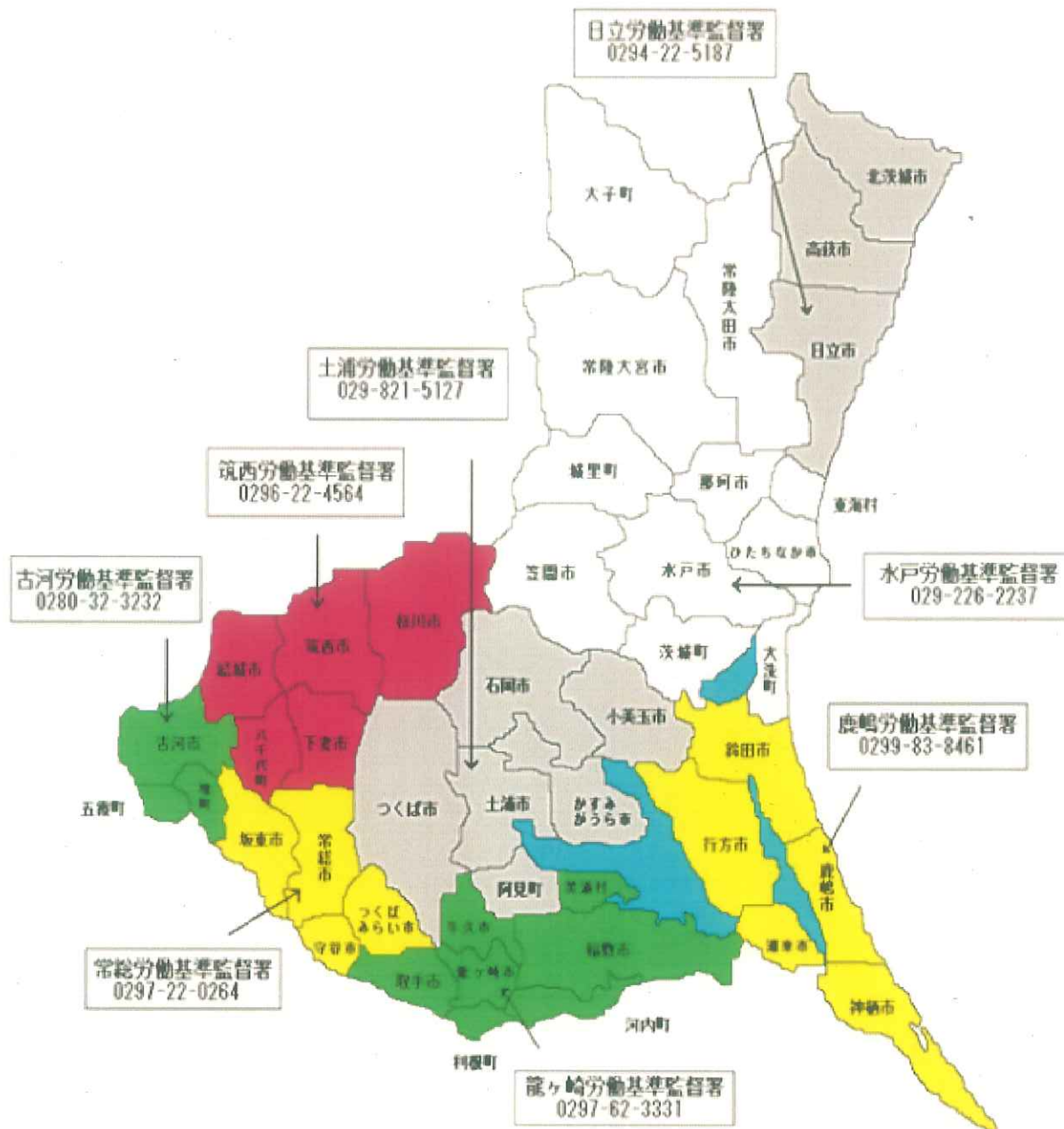
厚生労働省茨城労働局

平成24年10月23日

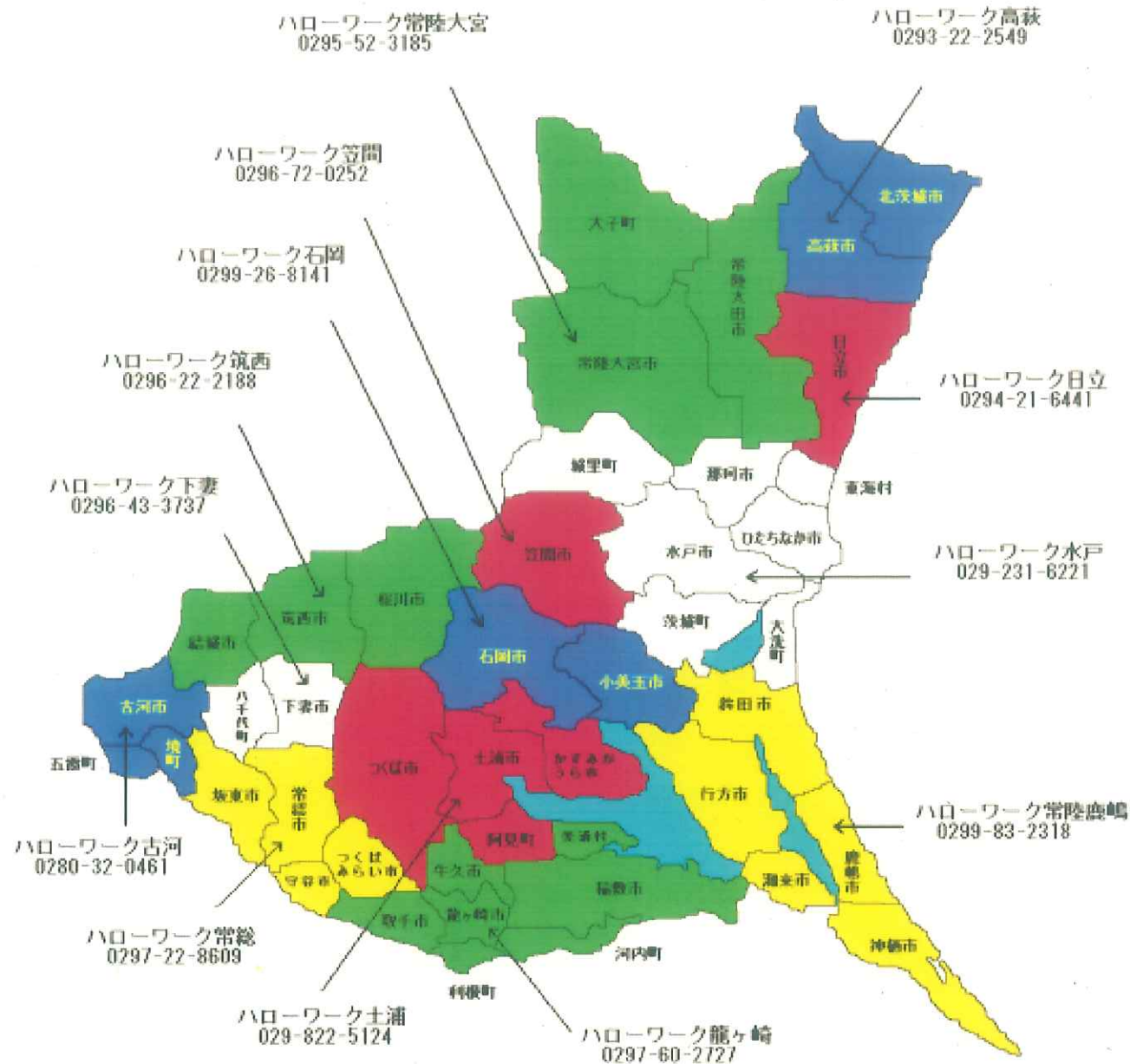
茨城労働局の組織図



労働基準監督署の所在地

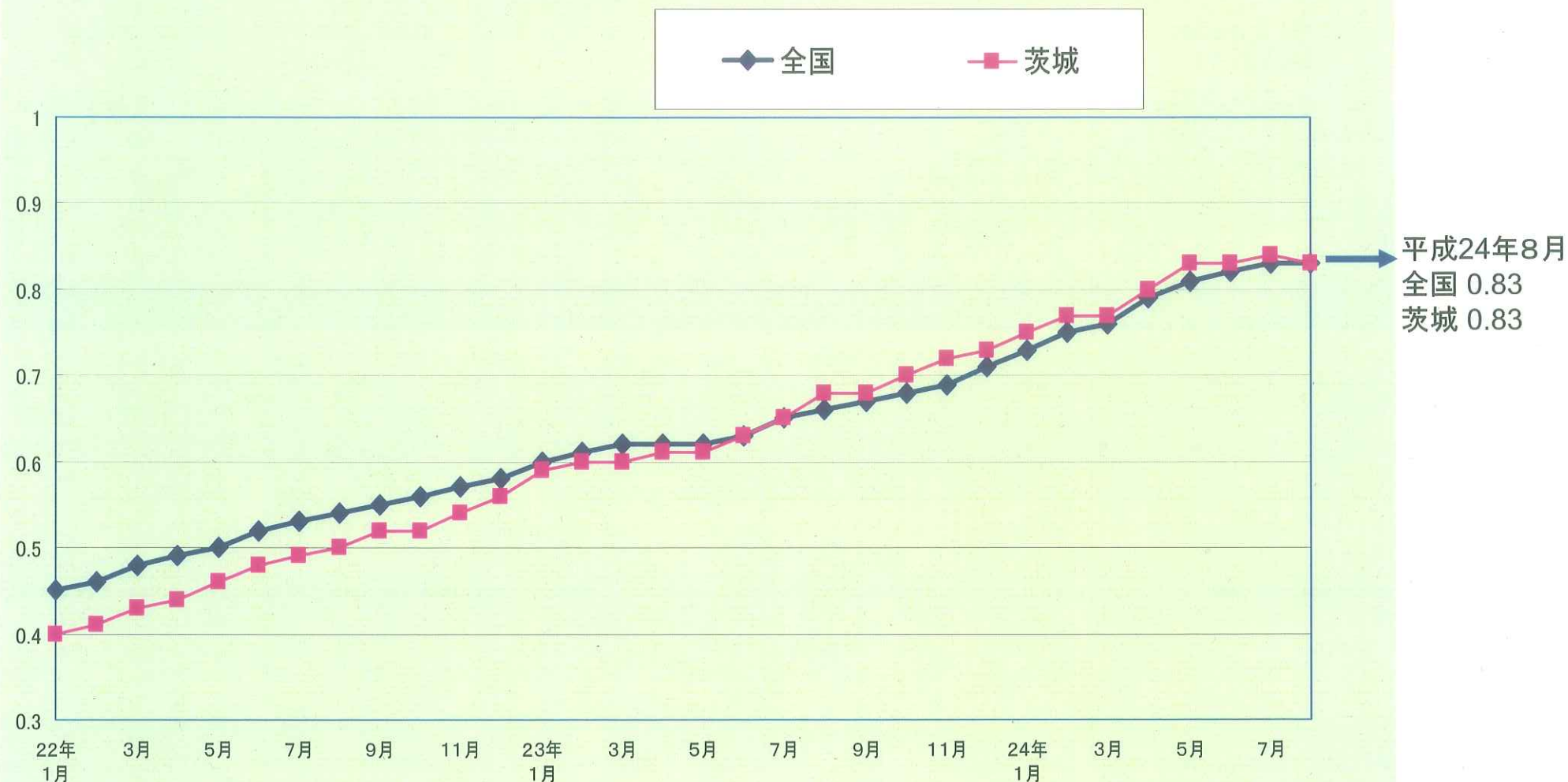


ハローワークの所在地

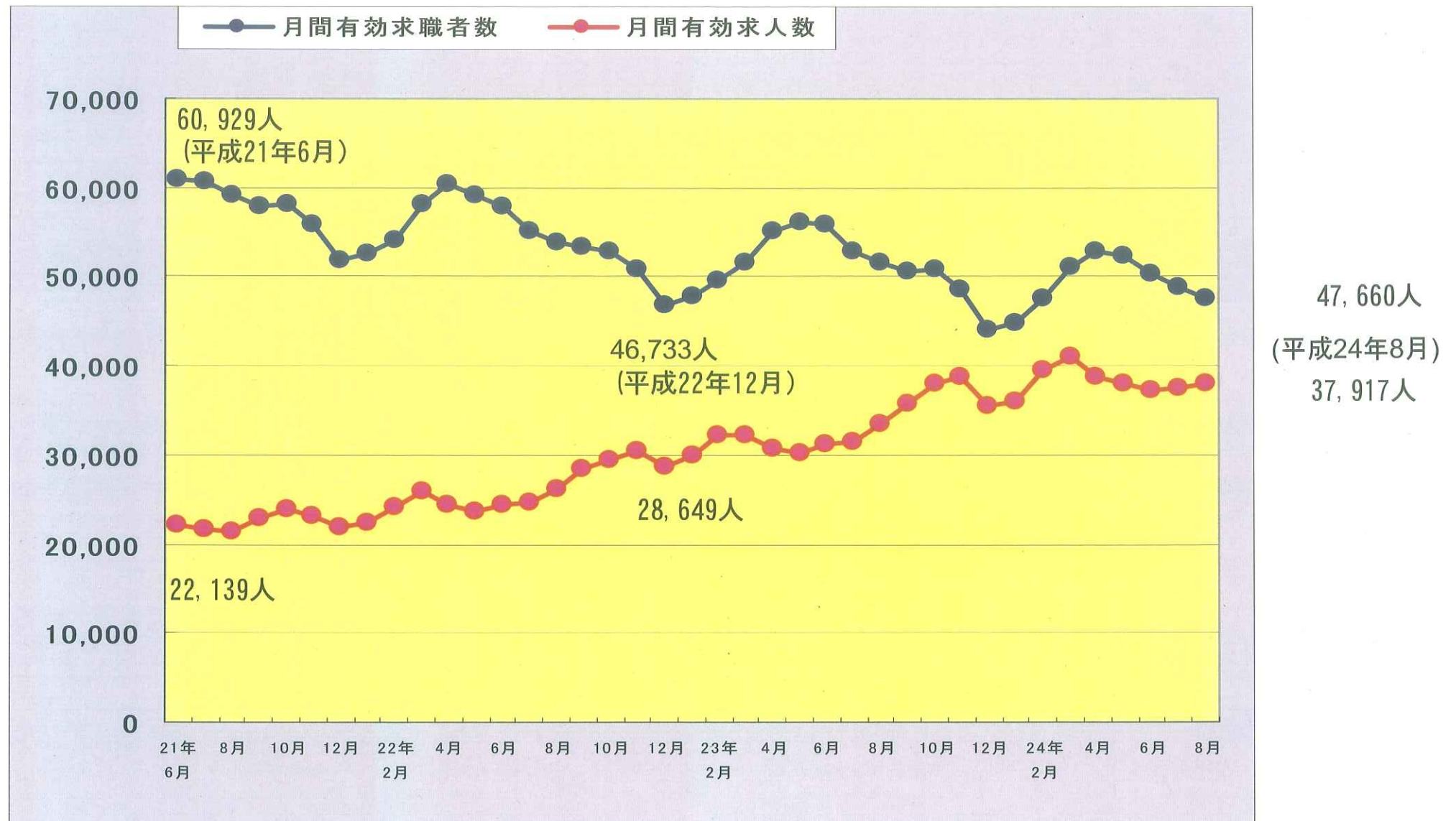


有効求人倍率(全国、茨城)の推移

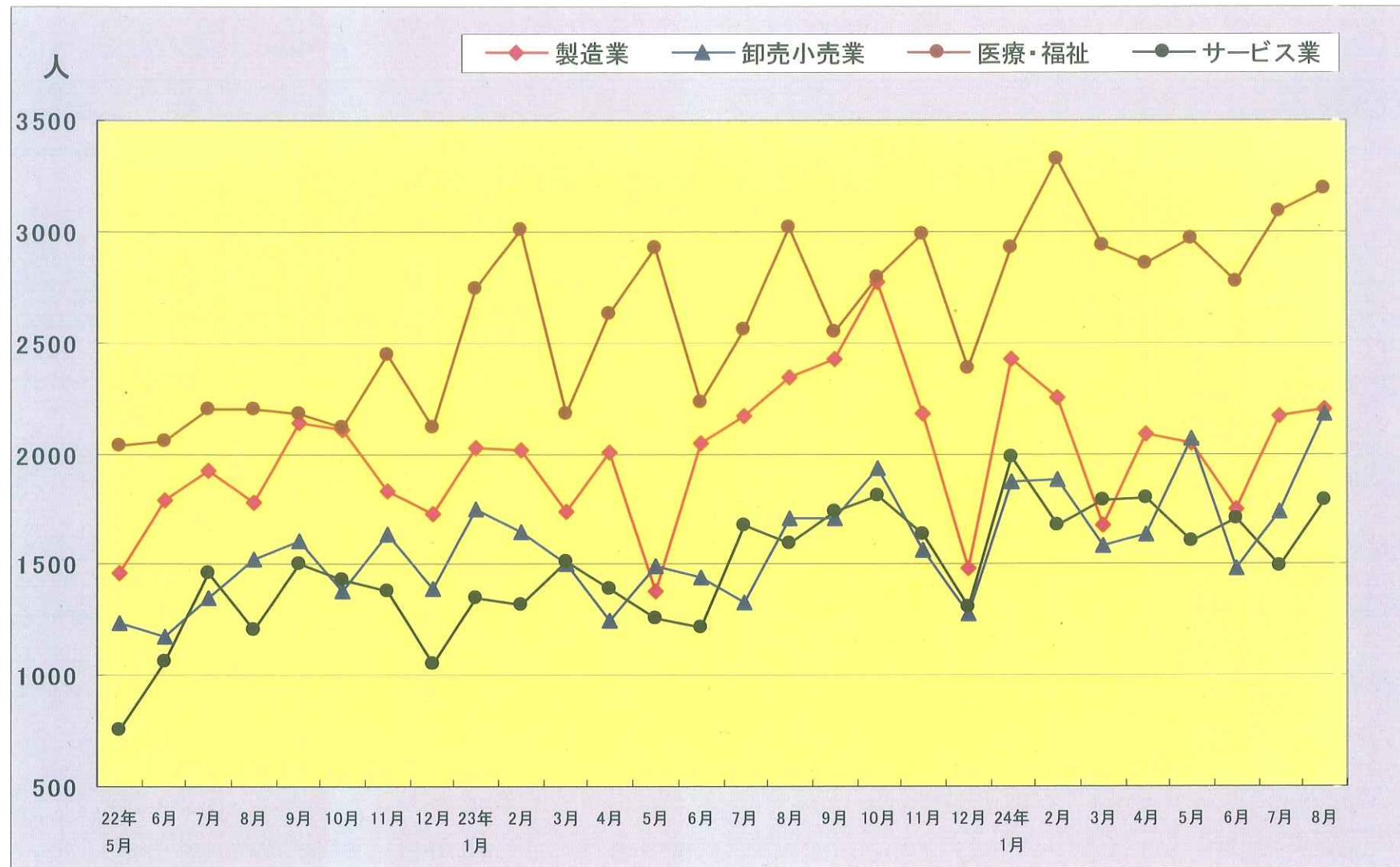
有効求人倍率の推移(季節調整値)



有効求人数・有効求職者数の推移(茨城)

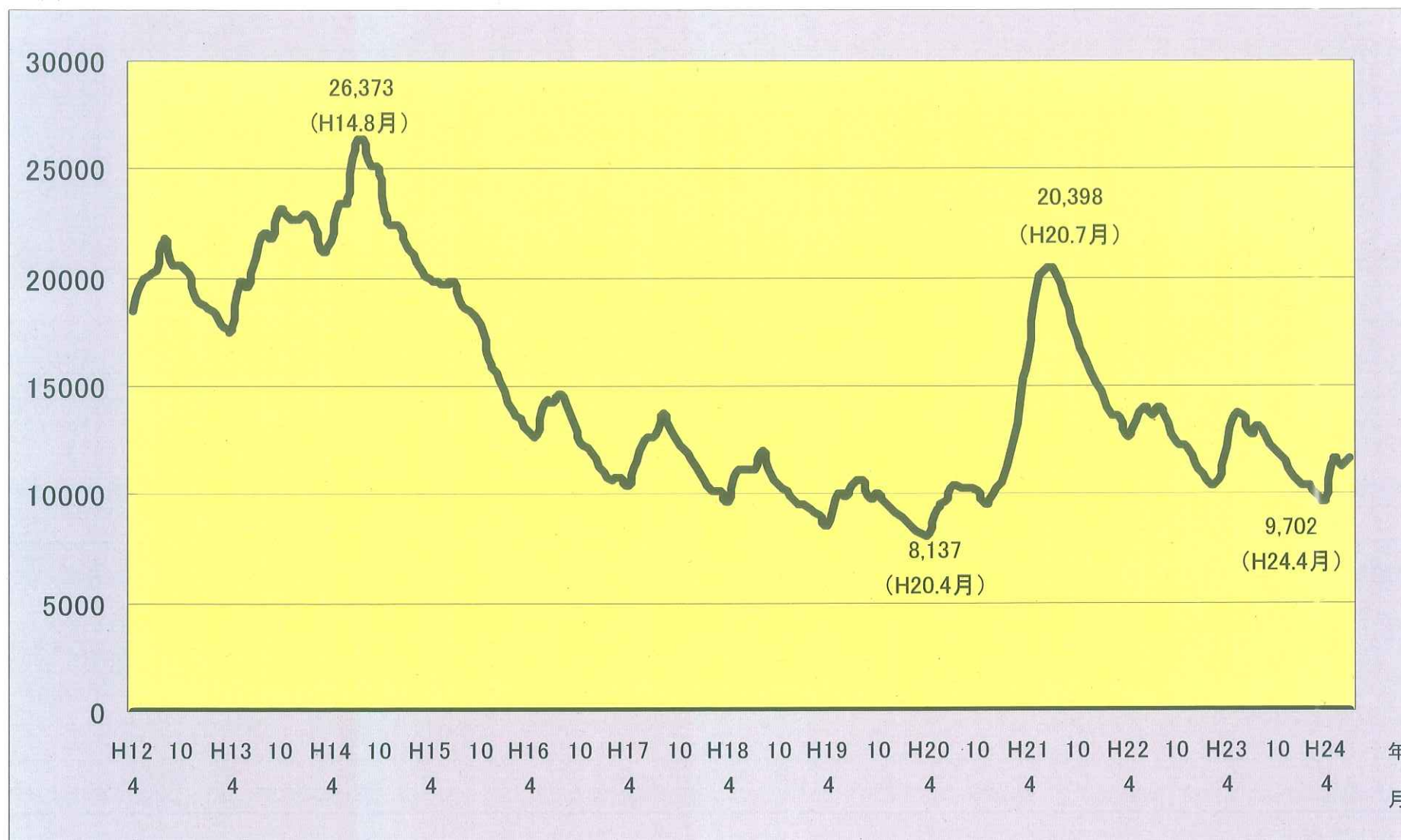


産業別新規求人数の推移(茨城)



人

雇用保険受給者実人員(基本手当分)の推移(茨城)



雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、平成24年10月1日以降、下記のように内容の一部を変更します。

①生産量要件の見直し

事業活動の縮小を判定するための生産量(または売上高)要件を次のように変更します。

現行

最近3か月の生産量または売上高が、その直前の3か月または前年同期と比べ、5%以上減少

対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成24年10月1日以降に設定する場合から

最近3か月の生産量または売上高が、前年同期と比べ、10%以上減少
(中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます)

②支給限度日数の見直し

1年間と3年間について、限度日数を変更します。

現行

3年間で300日 (1年間での限度なし)

対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成24年10月1日以降に設定する場合から

1年間で100日 (3年間で300日)

対象期間(事業主が設定する1年間) ▶

- 【例1】過去2年間に50日ずつ(計100日)利用した場合
【例2】過去2年間に120日ずつ(計240日)利用した場合

①22.10.1～23.9.30	②23.10.1～24.9.30	③24.10.1～25.9.30
50日	50日	100日 (従来200日)
120日	120日	60日

対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成25年10月1日以降に設定する場合からは

1年間で100日・3年間で150日となります

(上記の例1と2で、③の対象期間にすべての日数を利用した場合、②+③は150日以上となるため、次の1年間は利用できなくなります)

③教育訓練費(事業所内訓練)の見直し

教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を、次のように変更します。

現行

雇用調整助成金 : 2,000円
中小企業緊急雇用安定助成金 : 3,000円

平成24年10月1日以降の判定基礎期間から

雇用調整助成金 : 1,000円
中小企業緊急雇用安定助成金 : 1,500円

雇用調整助成金等計画届受理状況の推移(全国)



雇用調整助成金等計画届受理状況の推移(茨城)



労働者派遣法改正法（平成24年法律第27号）

事業規制の強化

- ・ 日雇派遣（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止（適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外）
- ・ グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報公開を義務化
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示
- ・ 労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化

違法派遣に対する迅速・的確な対処

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

※ そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記

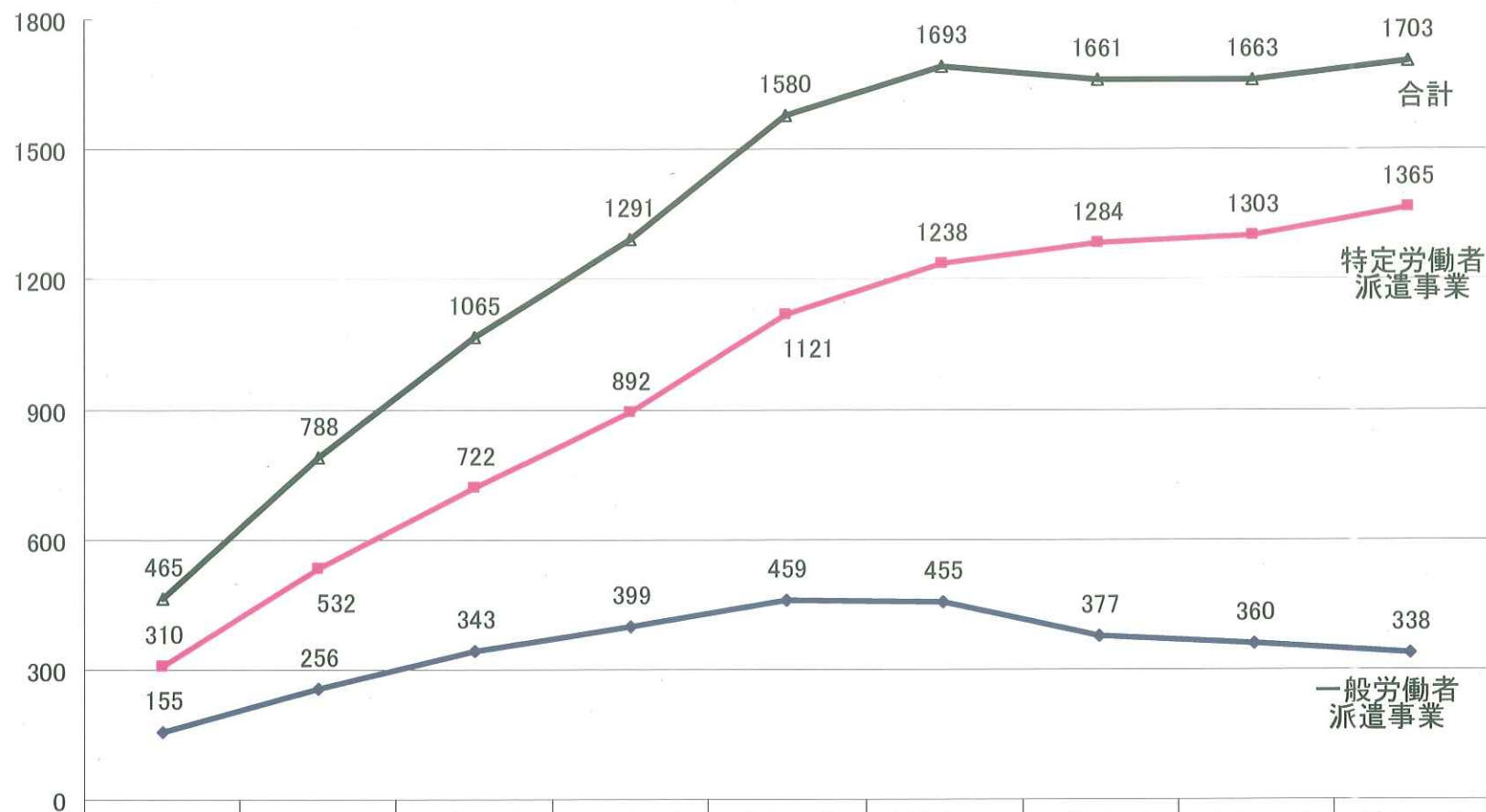
※ 「登録型派遣の在り方」、「製造業務派遣の在り方」、「特定労働者派遣事業の在り方」を検討事項とする。

施行期日：平成24年10月1日（労働契約申込みみなし制度の施行日は、法の施行から3年経過後（平成27年10月1日））

【国会での主な修正点】

- 「登録型派遣・製造業務派遣の原則禁止」の削除、「登録型派遣・製造業務派遣の在り方」を検討事項とする。
- 原則禁止される日雇派遣の範囲を「2ヶ月以内」から「30日以内」に修正、原則禁止の例外に「雇用機会の確保が特に困難な場合等」を追加。
- 労働契約申込みみなし制度の施行日を「法の施行から3年経過後」に延期。

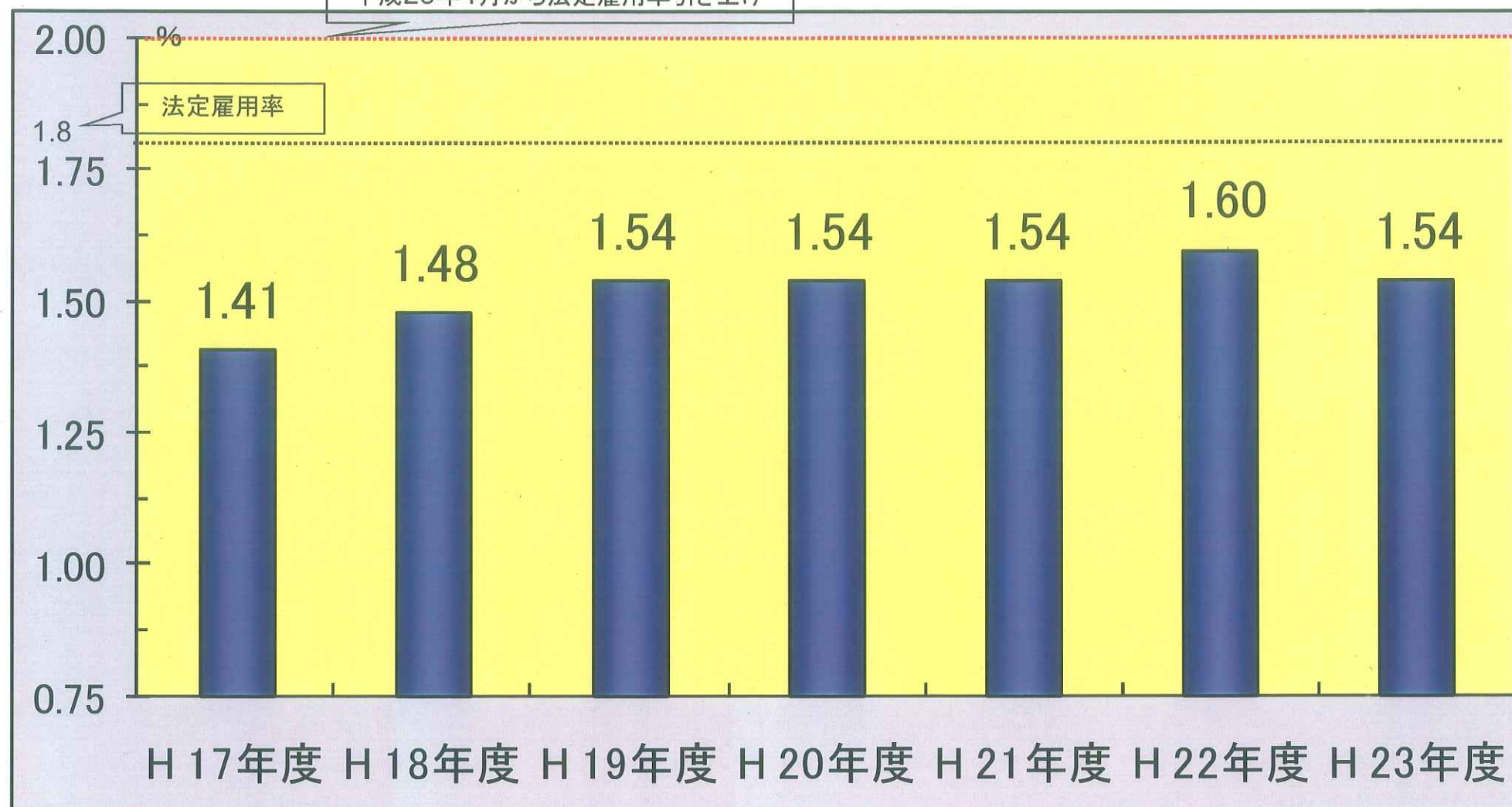
労働者派遣事業の許可・届出事業所件数の推移(4月1日時点)



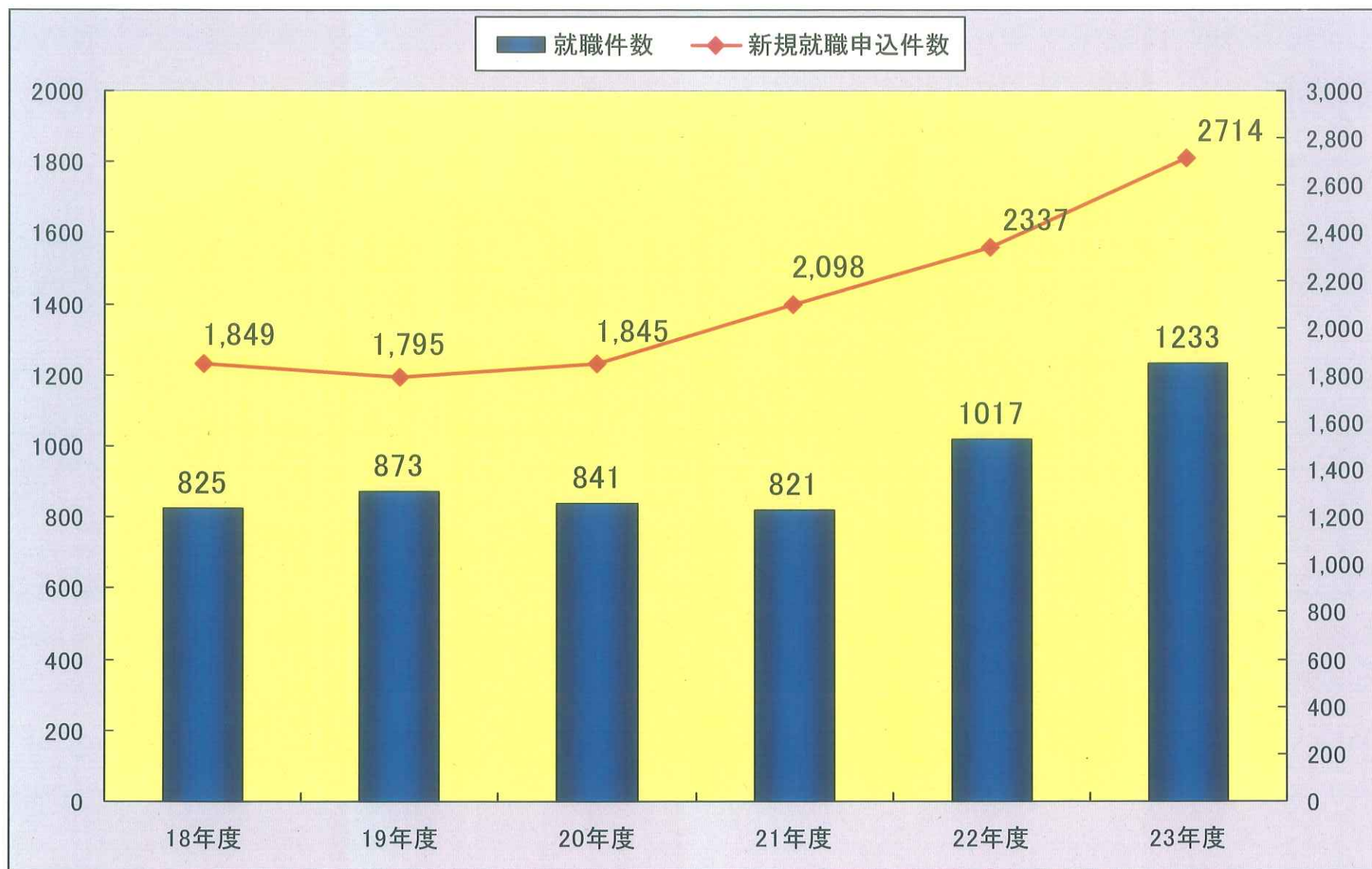
	H16. 4	H17. 4	H18. 4	H19. 4	H20. 4	H21. 4	H22. 4	H23. 4	H24. 4
一般労働者派遣事業	155	256	343	399	459	455	377	360	338
特定労働者派遣事業	310	532	722	892	1121	1238	1284	1303	1365
合 計	465	788	1065	1291	1580	1693	1661	1663	1703

県内の障害者雇用率の推移(各年6月1日)

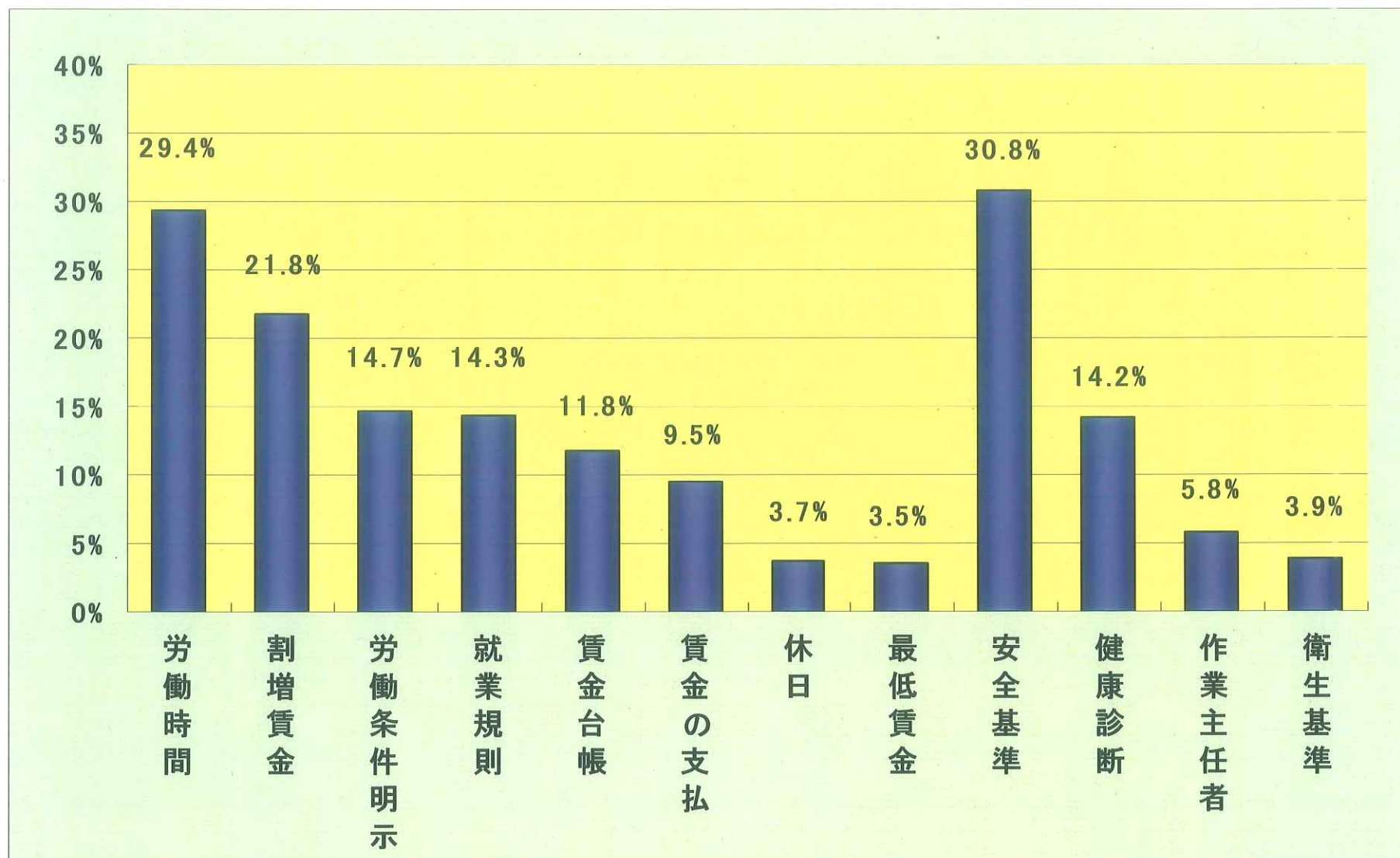
平成25年4月から法定雇用率引き上げ



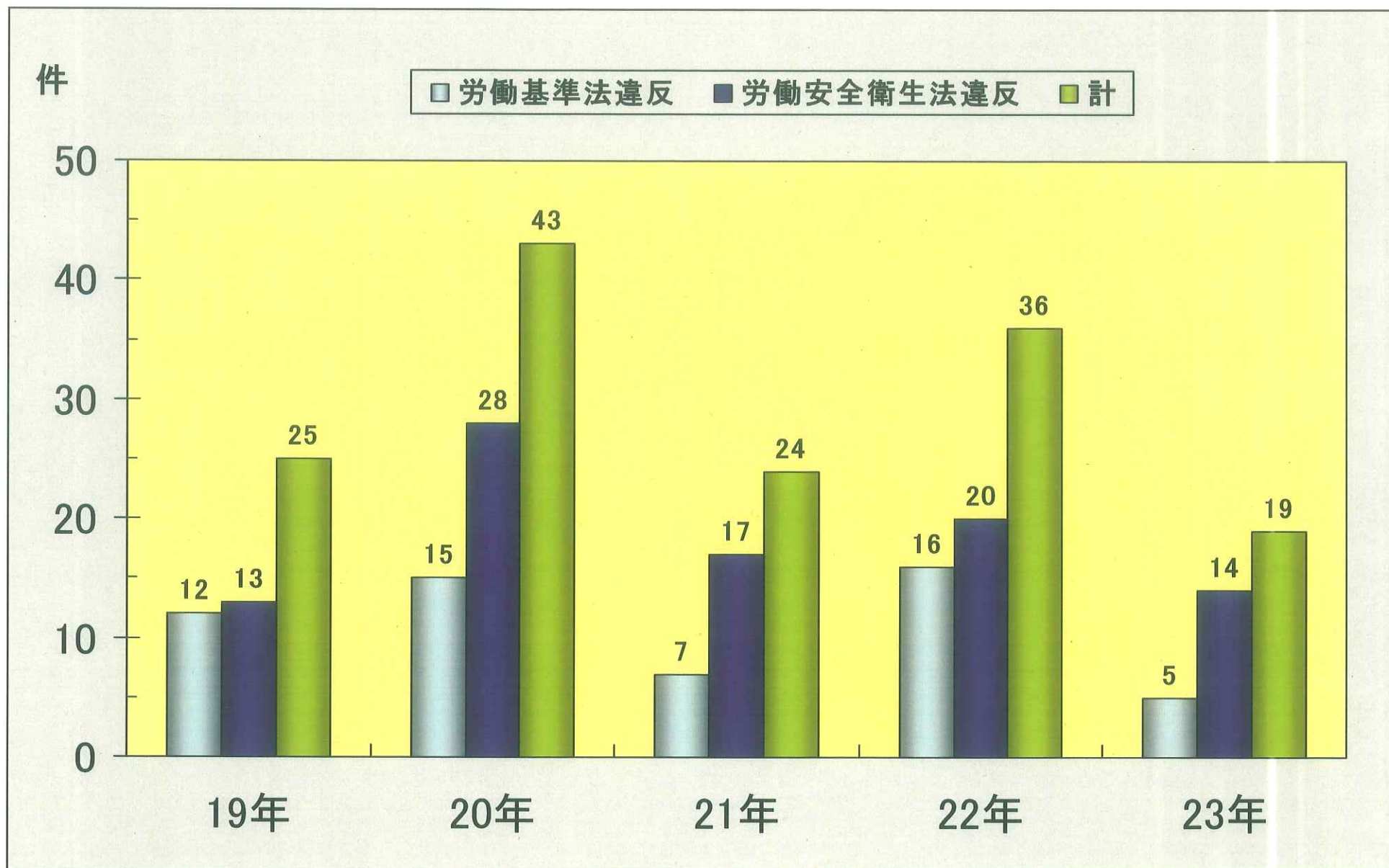
ハローワークにおける障害者の職業紹介状況(茨城)



平成23年定期監督等における主要違反条項（茨城労働局） （％は総違反事業場数に対する割合）



司法処分件数の年別推移(茨城労働局)



茨城県の最低賃金

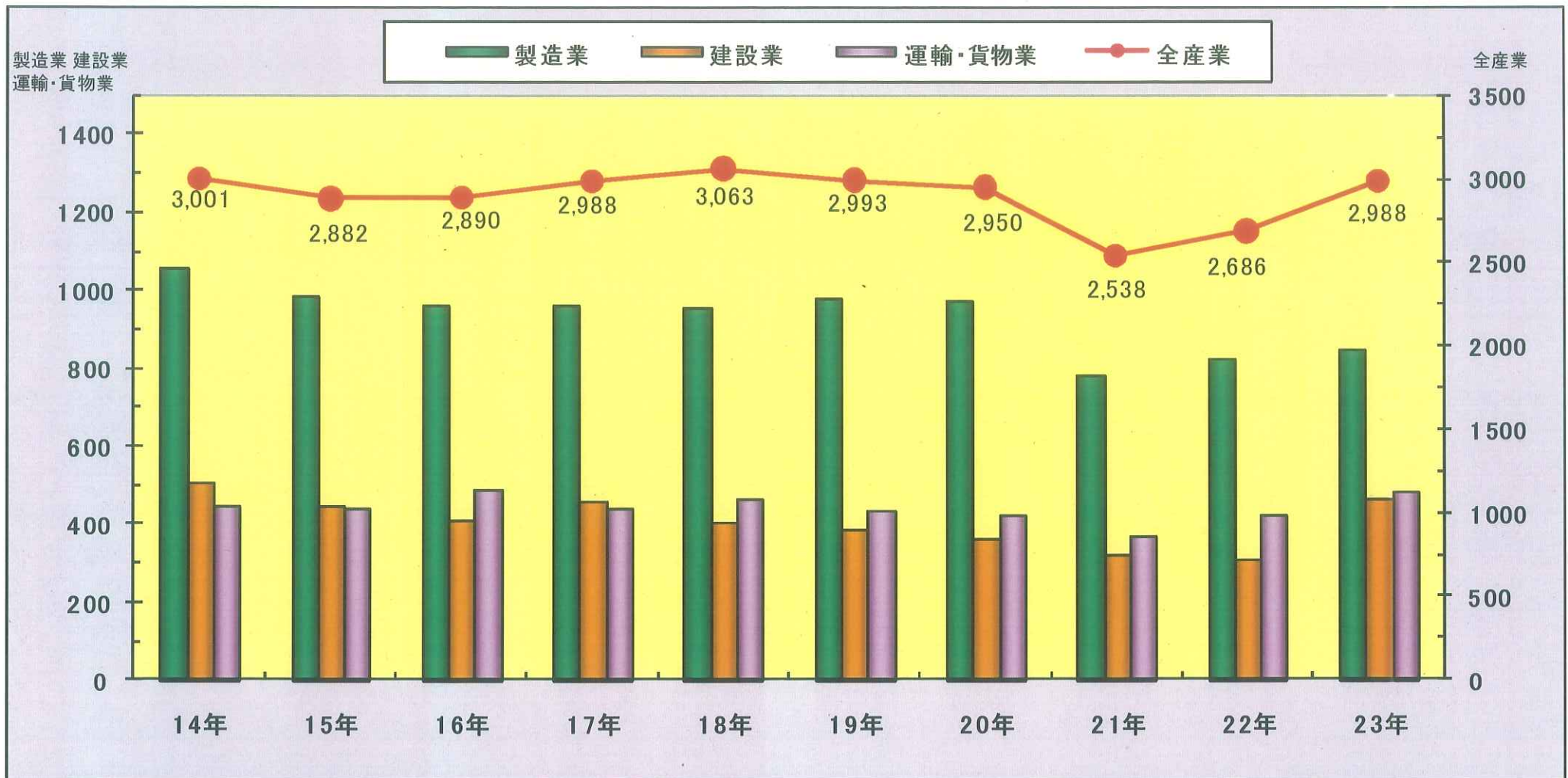
I 地域別最低賃金

件名	最低賃金額(時間額)	効力発生年月日
茨城県最低賃金	699円(+7円)	平成24年10月6日

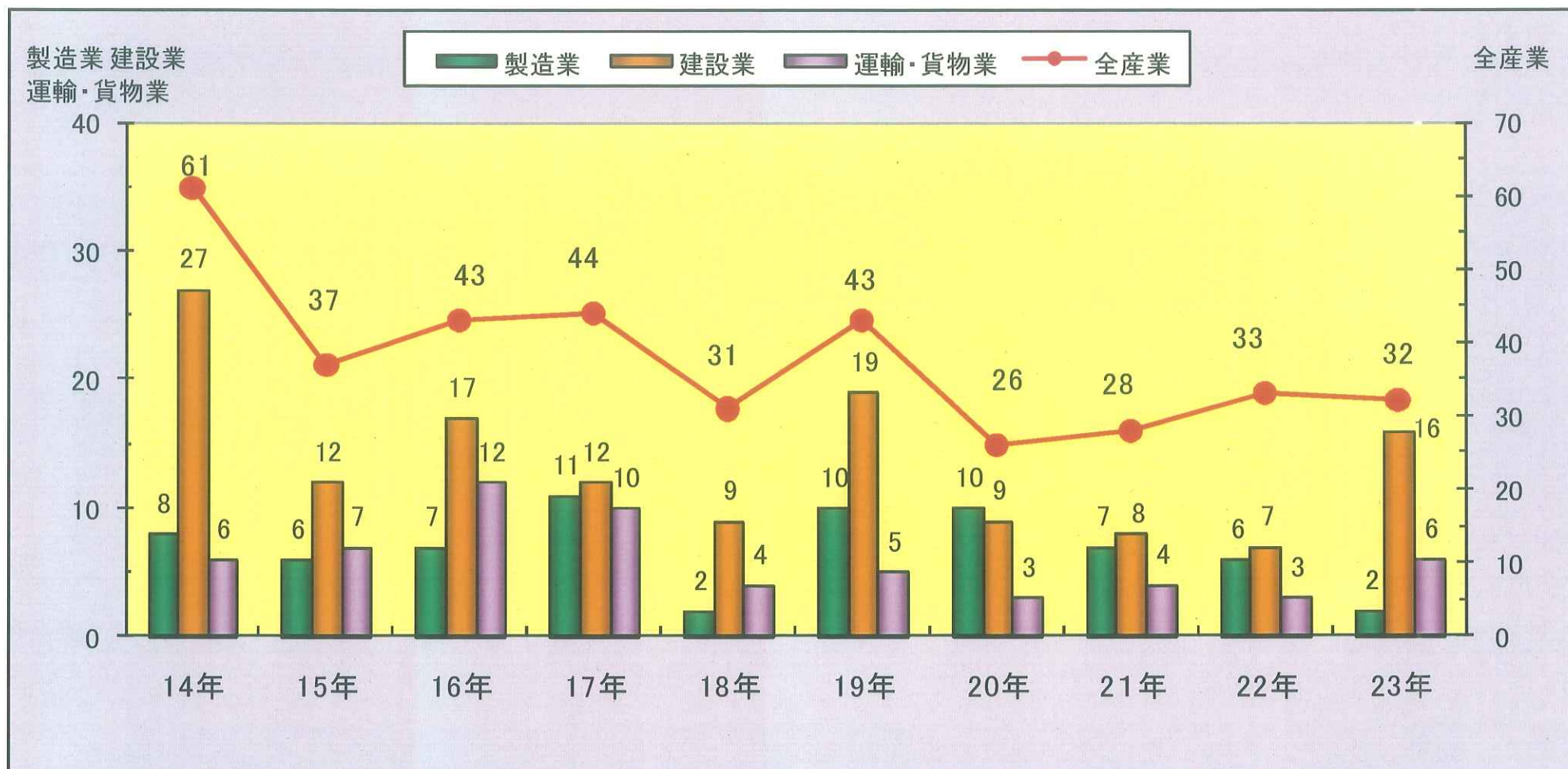
II 特定(産業別)最低賃金

産業名	最低賃金額(時間額)	効力発生年月日
鉄鋼業	799円(+6円)	平成23年12月31日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	783円(+5円)	平成23年12月31日
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	776円(+4円)	平成23年12月31日
各種商品小売業	750円(+6円)	平成23年12月31日

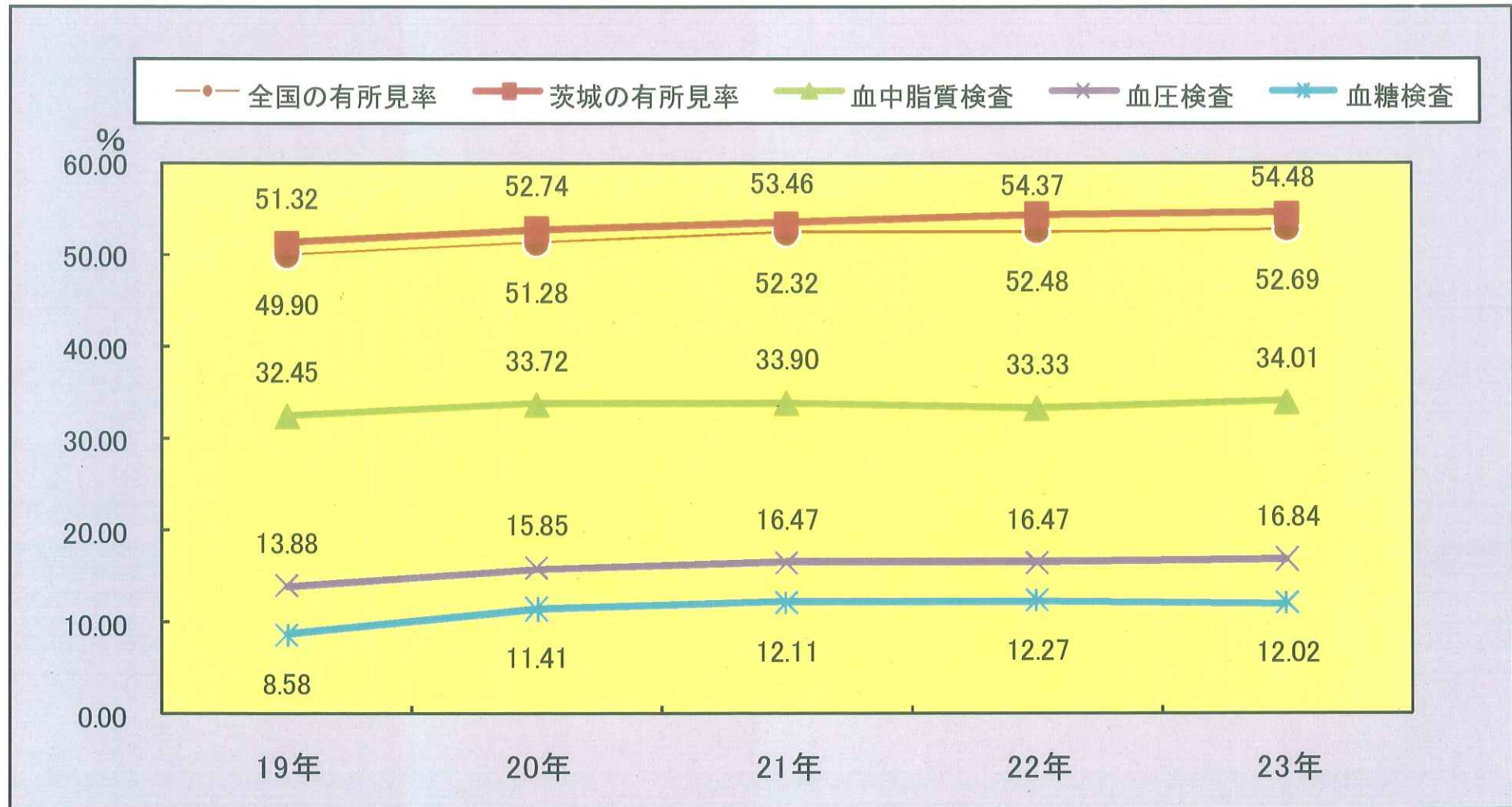
県内の労働災害発生の推移 (休業4日以上死傷災害)



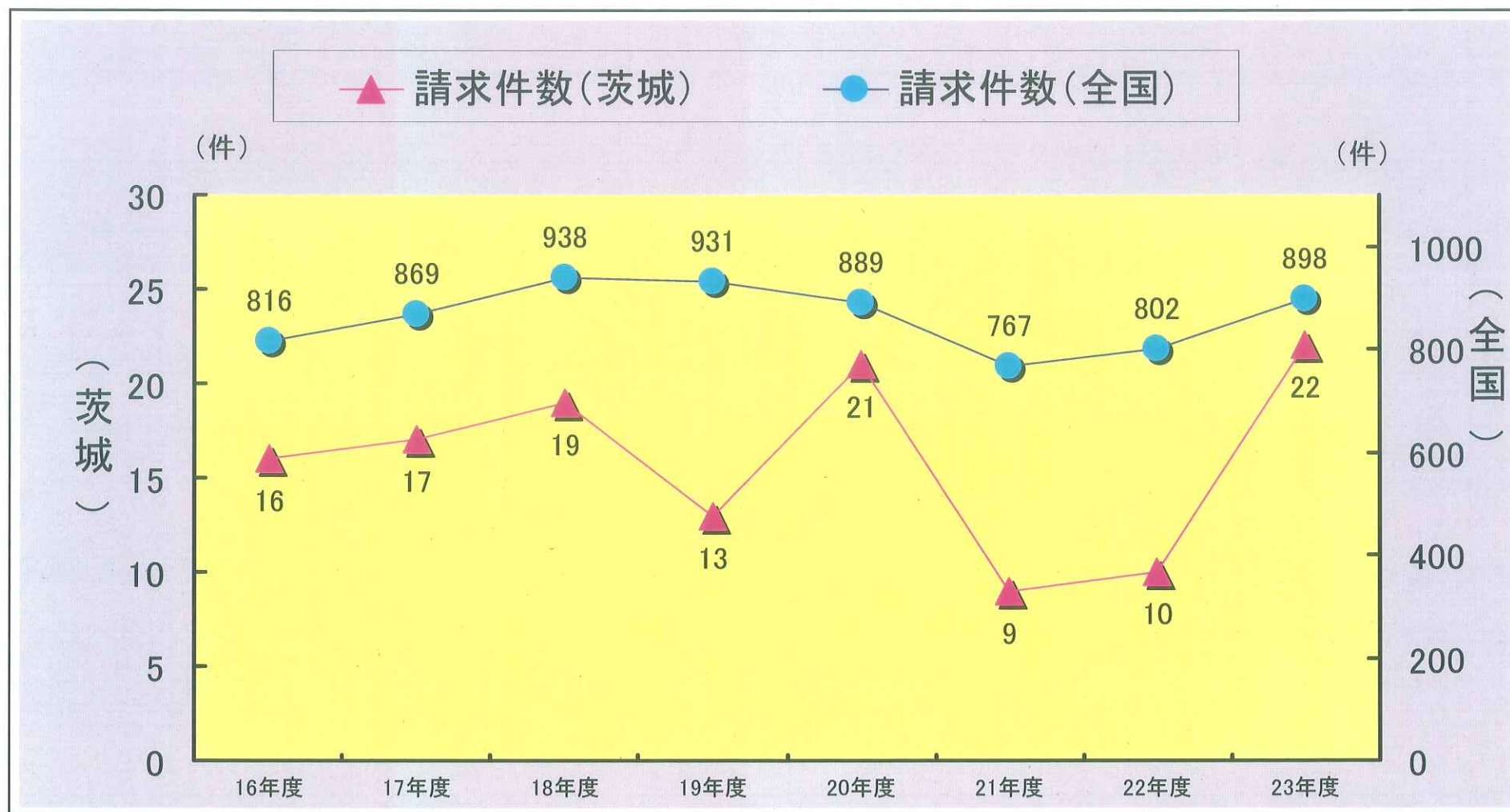
県内の労働災害の推移(死亡災害)



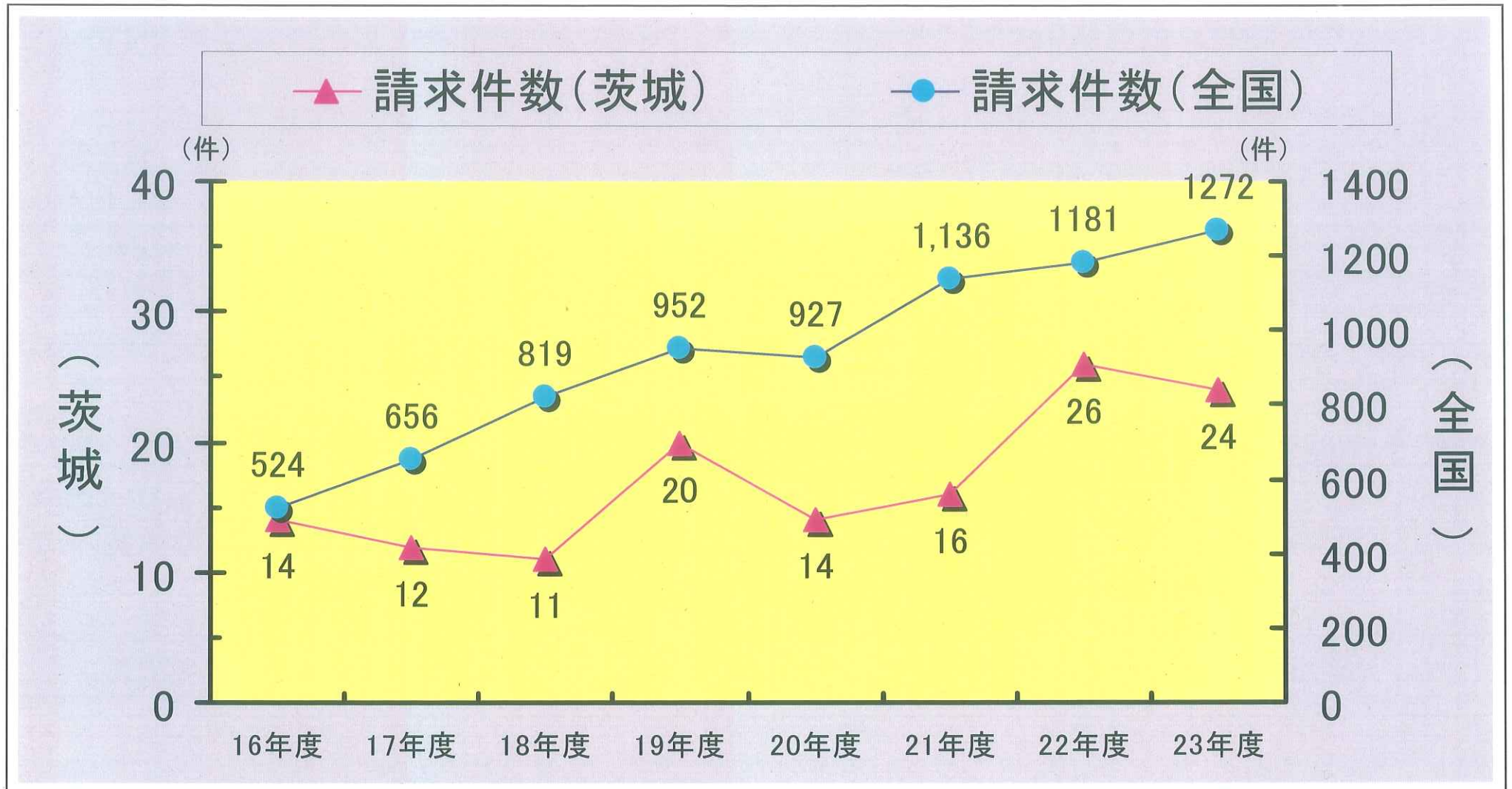
定期健康診断有所見率の推移



脳・心臓疾患の労災請求の推移



精神障害請求の推移



女性の活躍促進・企業活性化推進営業チーム

～平成24年6月の男女雇用機会均等月間から活動開始！～



【チームの任務】

女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦として、以下の取組みを実施する。

- ポジティブ・アクションの取組み促進のための企業訪問。
- ポジティブ・アクションの取組み促進の働きかけ。
- 企業の情報開示促進の働きかけ。

＜目標（平成27年度まで）＞

○営業企業数	2万1000社
○ポジティブ・アクション取組企業数	1万2600社
○女性管理職比率などの情報開示等を行う企業数	5000社

【体制（総勢104名）】

チーム長：雇用均等・児童家庭局長

副チーム長：大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）

事務局長：雇用均等政策課長

事務局長代理：雇用均等政策課均等業務指導室長

その他：雇用均等・児童家庭局内の課長等 6名

都道府県労働局：労働局長、雇用均等室長

本省
営業チーム

都道府県労働局
(労働局長、雇用均等室長)

次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について

茨城労働局雇用均等室

[平成19年4月1日～]

行動計画の策定

・大企業(301人以上)
→義務

・中小企業(300人以下)
→努力義務

※改正法により平成23年4月か
ら101人以上に義務化

届出・実施

・各都道府県労働局に
届出

・計画の公表・従業員
へ周知(※平成21年4月から)

・目標達成に向けて計
画実施

計画終了・目標達成

・次期行動計画の
策定・実施

・認定の申請

厚生労働大臣による 認定

・一定の基準を満た
す企業を認定

・企業は商品等に認
定マークを使用可

行動計画例

1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで

2 内容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする

男性:年に〇人以上取得

女性:取得率〇%以上

対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施

平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象

とする職場復帰のための講習会を年に

〇回実施

目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。

対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置

平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う

目標〇 …

対策 …



〇届出状況(平成24年7月末時点)

・301人以上企業 茨城 223社 99.6%
全国 14,503社 95.8%

・101人以上300人以下企業の届出率
茨城 545社 99.3%
全国 31,212社 96.9%

・規模計届出企業数 茨城 1,020社
全国 69,690社

〇認定状況(平成24年7月末時点)

認定企業 茨城 11社 全国 1,301社



次世代認定マーク「くるみん」

認定基準

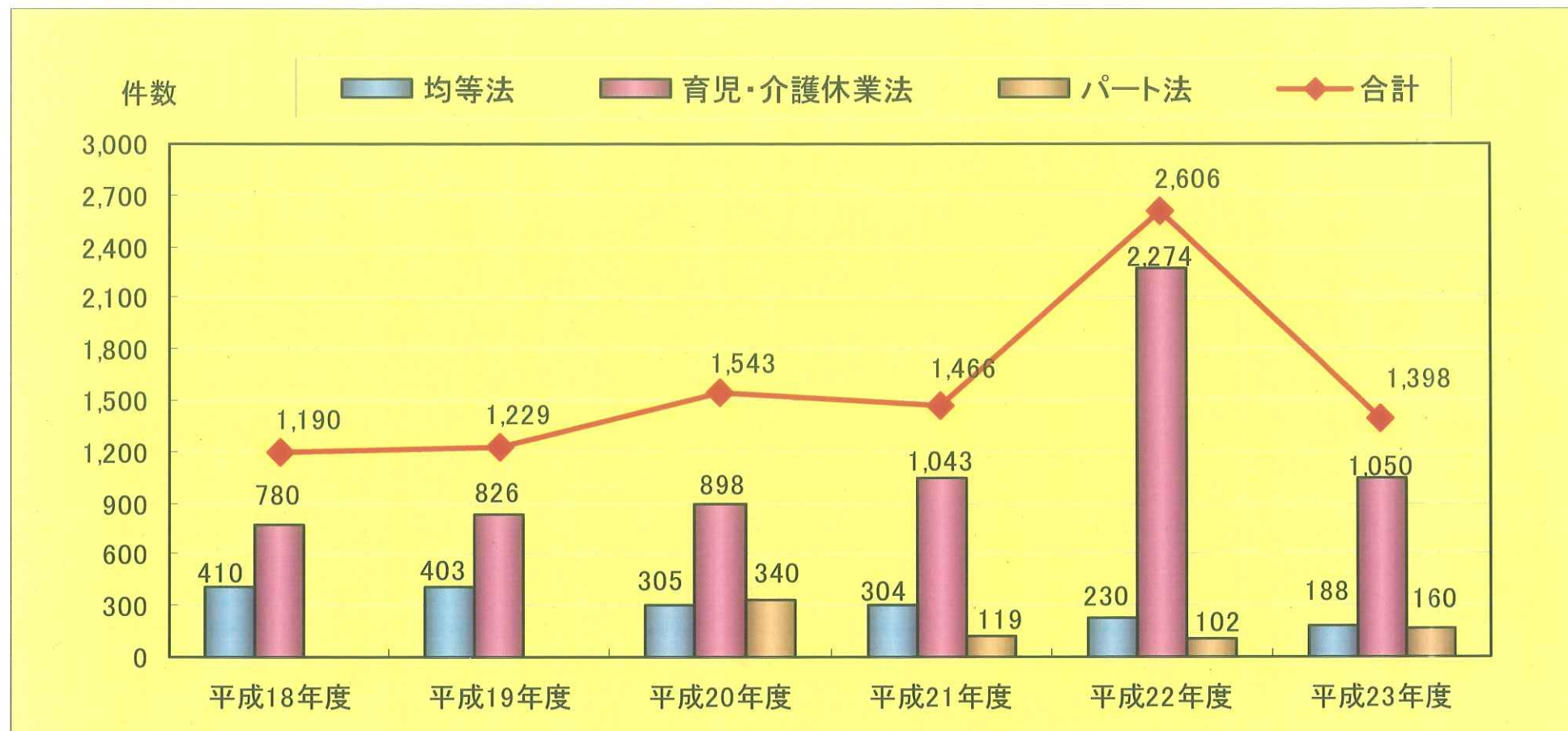
・行動計画の期間が、2年以上5年
以下であること。

・策定した行動計画を実施し、それに
定めた目標を達成したこと。

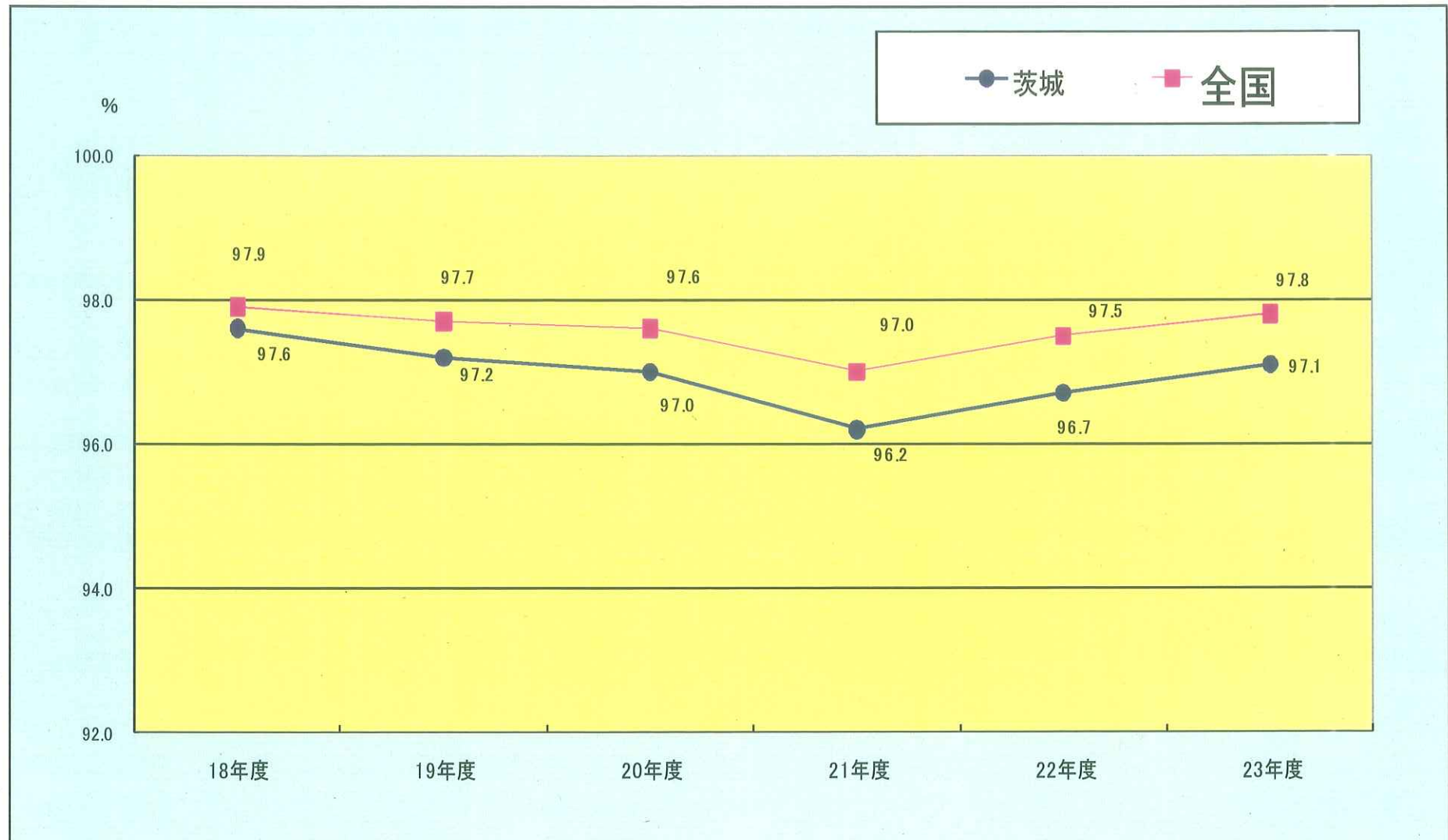
・3歳から小学校に入学するまでの
子を持つ労働者を対象とする「育児
休業の制度または勤務時間短縮等
の措置に準ずる措置」を講じているこ
と。

・計画期間内に、男性の育児休業等
取得者がおり、かつ、女性の育児休
業等取得率が70%以上だったこと。
など

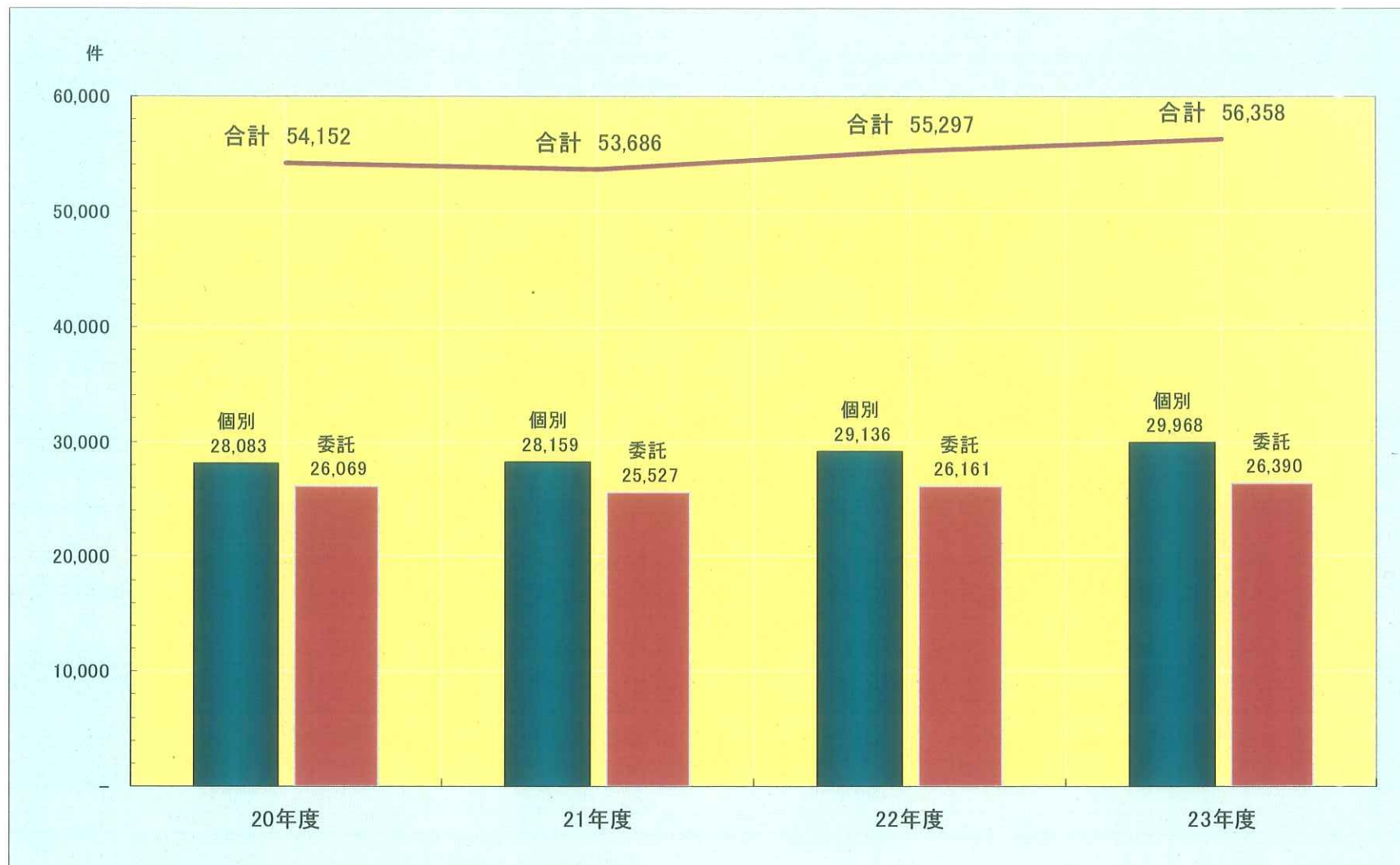
雇用均等室への相談件数の推移(茨城)



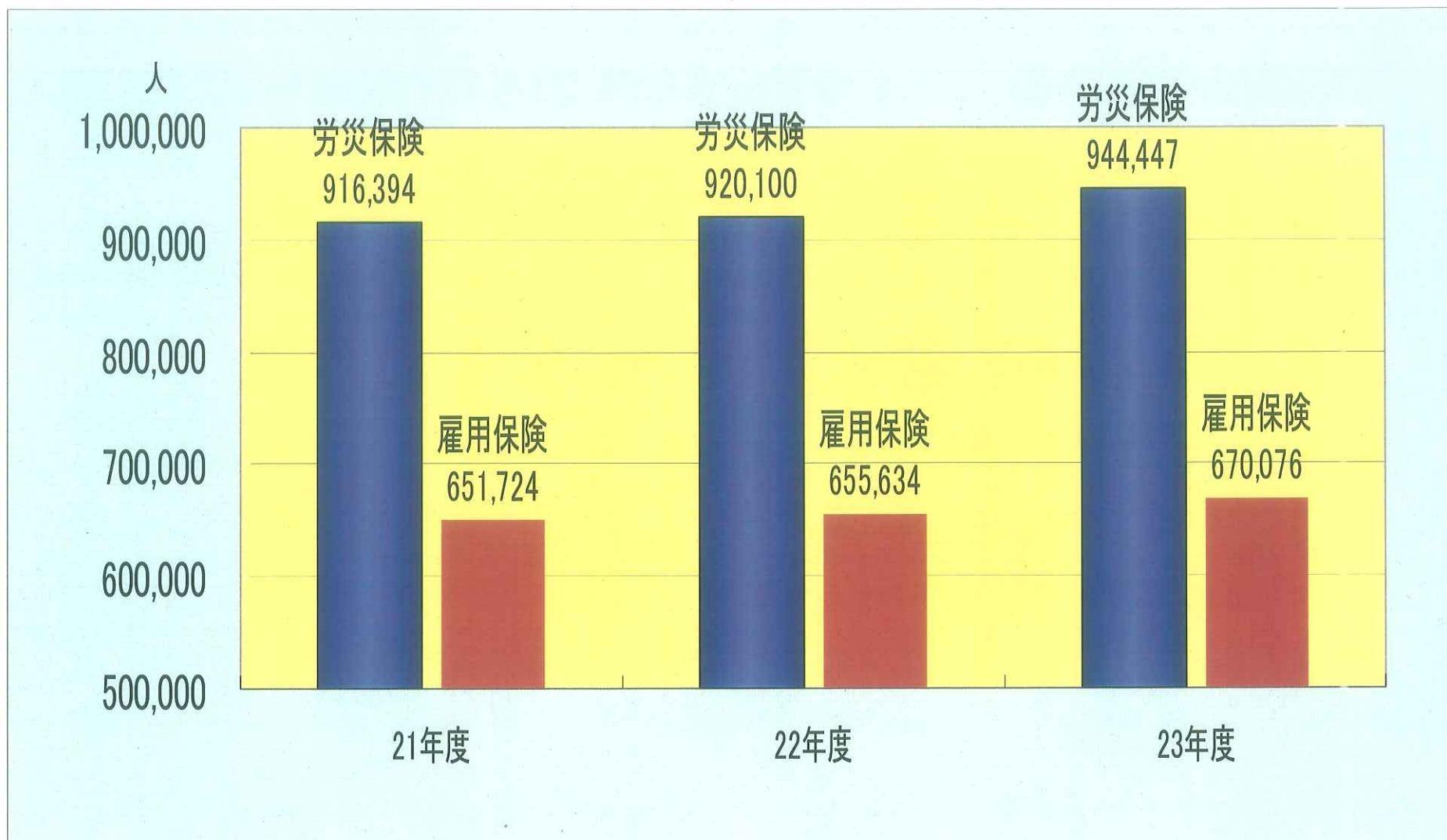
労働保険料収納率の推移



適用事業場数の推移



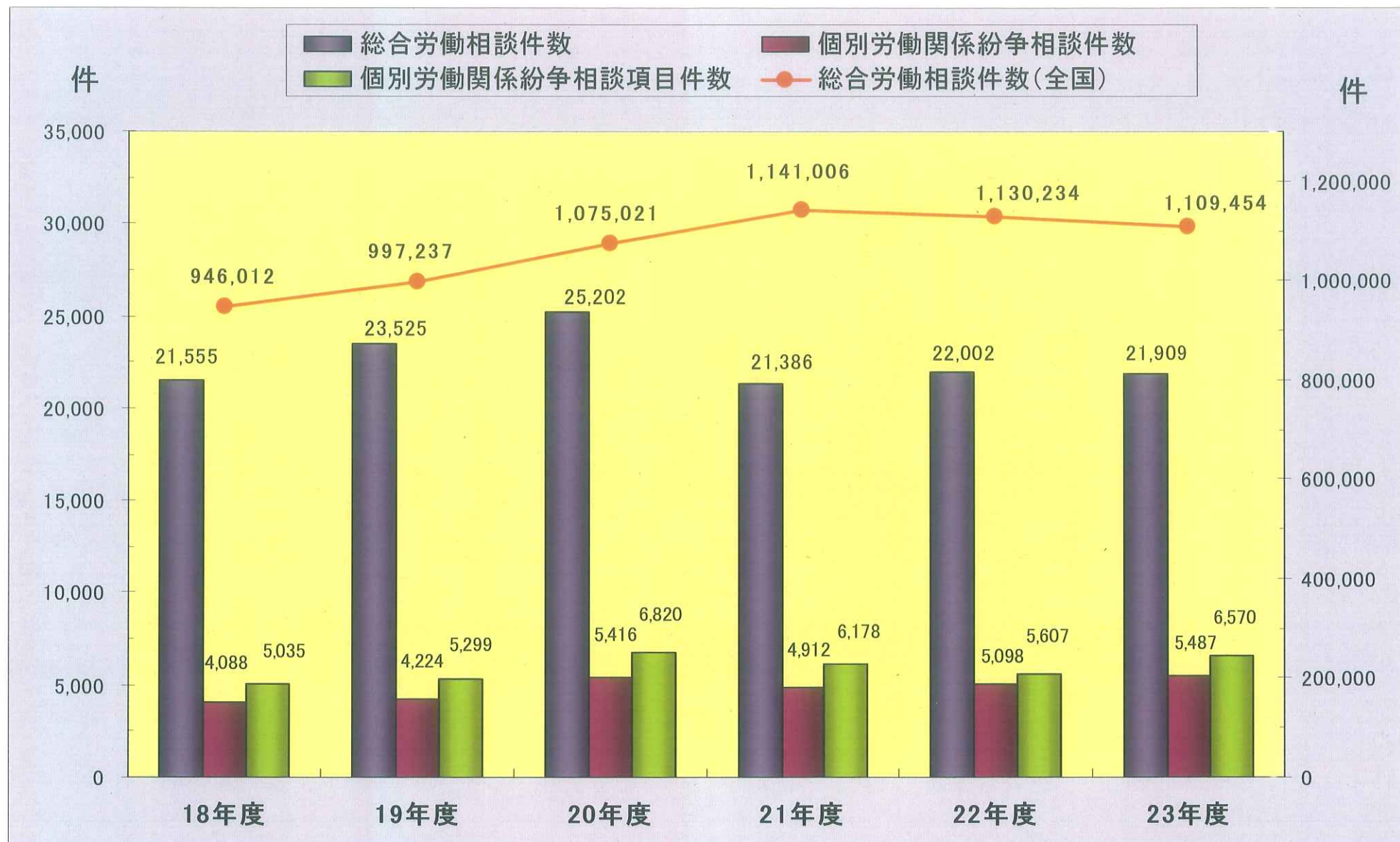
適用労働者数の推移



(茨城)

総合労働相談件数等の推移(茨城労働局)

(全国)



個別労働紛争相談件数(項目別)の推移(茨城労働局)

